

肥後 洋一郎 GO! HIGO JOURNAL

<http://y-higo.net/>
**2015年
春 号**

公明党 大阪府議会議員 肥後 洋一郎 府政事務所

〒572-0835 寝屋川市日之出町2-5 園貴々堂ビル203号 TEL:072-812-3140 FAX:072-812-3145

寝屋川北部地下河川の供用がこの夏、始まります。

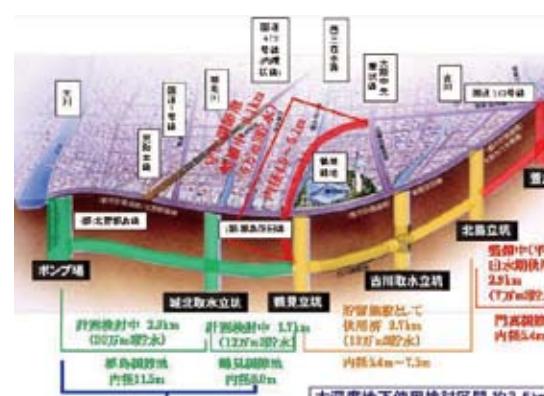


2012年8月14日 寝屋川市萱島付近の浸水被害



2012年8月14日未明に発生した記録的集中豪雨により、寝屋川市域をはじめ、多くの地域で多大な浸水被害が発生しました。寝屋川市内でも1時間当たりの最大雨量が140ミリを超えるなど、本市の処理能力をはるかに超える降雨量であったことが報告されています。床上、床下浸水合わせて7,000件以上にのぼっており、極めて大きな水害となりました。

全国的に見ても近年、このような集中豪雨は、頻繁に発生する傾向にあります。浸水被害の軽減に大きな効果をもたらす寝屋川北部地下河川は、寝屋川市から大阪市都島区に至る道路の下に建設されます。地下河川は、すべての施設が完成して初めて雨水を流す施設となります。完成するまでには長い年月を必要とします。そこで、早期に治水効果を発揮させるため、すでに完成している鶴見立坑から北島立坑までの3.7kmの区間では、大雨の時の雨水を一時的に貯留して浸水被害を軽減しています。また新たに北島立坑から讚良立坑までの2.9kmの区間が完成し2015年夏に供用を開始します。寝屋川北部地下河川については、ポンプ場予定地から国道479号（大阪内環状線）までの約3.5kmの区間に於いて、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく大深度地下使用について検討を始めました。肥後府議は、大阪府知事に浸水被害の対策強化を求めるとともに、寝屋川北部地下河川の早期完成を強く要望しています。



工事中の寝屋川北部地下河川視察

公明党大阪府議会議員団が予算要望

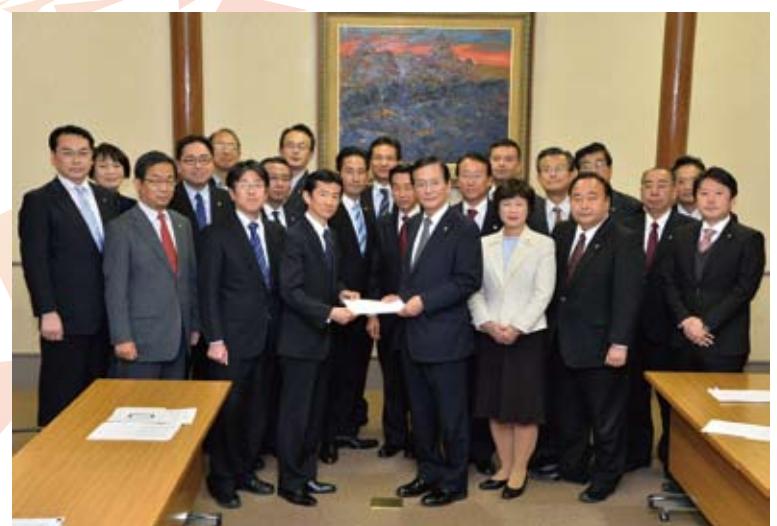
2014.12.22

公明党大阪府議会議員団（清水義人幹事長）は2014年12月22日、大阪府庁で植田浩副知事に会い、平成27年度の施策ならびに予算編成に関する要望書を手渡しました。具体的には、

- (1) 少子化対策としての先進的な婚活事業の推進
- (2) 部局横断的な機能を持った中小企業支援会議の設置
- (3) 交付金の子育て支援分野特別枠の26年度終了に伴う、府独自の財政支援の実施
- (4) 乳幼児医療費助成制度の拡充
- (5) ゲリラ豪雨に備えた河川のしゅんせつなど治水対策の実行
- (6) 大阪版サイクルポリスの編成など自転車総合対策の促進
- (7) 現行の危険ドラッグ防止条例の改正
- (8) アニマルポリス設置 ---などを要請しました。

植田副知事は治水対策や中小企業の現状に触れた上で、

「積極的で多岐にわたる提案をいただいた。今後、効果を検討し、着実に進めたい」と述べました。



大阪府議会だより

発行元: 公明党大阪府議会議員団

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1番22号 TEL: 06-6941-0286 FAX: 06-6942-4060



住民投票で決着を 都構想案に反対

法定協議会(特別区設置協議会)が1月13日、大阪府庁で開かれ、再提出された協定書案が承認されました。

2月に開かれる大阪府議会・大阪市会上程され、両議会で可決されれば、大阪市民を有権者とする住民投票が、5月17日に実施される見込みとなりました。法定協議会の採決に当たり、公明党は、

この協定書による都構想が実現すれば、府民・市民の生活に重大な悪影響が出ることは明らかであり断固反対とした上で、知事・市長との不毛な対立による府政・市政の混乱と停滞した政治を前に進めるため、住民投票を実施し、市民の判断を仰いで決着をつけたいと意見表明をしました。



特別区設置協定書案について、我が党の意見と態度を申し上げます。

私たち公明党は、法定協議会においてこれまで様々な問題、課題を具体的に指摘し、また建設的な提案を行うなど真摯に議論を重ねて参りました。

の増加については、庁舎改修と新庁舎建設費で497億円、システム改修費で150億円をはじめとして、総額680億円もの多額の経費がかかることが明らかになっています。

の累計は858億円の赤字、一部事業が民営化されない場合は1071億円の赤字となることが明らかとなりました。

委員から他会派を排除して以降、結果的に7月に維新だけで協定書案を決定しました。

両議会で指摘した問題点を重ねて申し上げます。大阪市を解体し府市統合による再編効果について、知事は当初、毎年4000億円ほどの財源が生まれると主張していましたが、この額については積算の根拠なく発言していたことが、知事自らの答弁で明らかとなりました。結局、純粹な統合効果はわずか毎年1億円にすぎません。

の増加については、庁舎改修と新庁舎建設費で497億円、システム改修費で150億円をはじめとして、総額680億円もの多額の経費がかかることが明らかになっています。

大都市局が発表した財政推計では、平成29年の発足からスタートダッシュの重要な5年間は、特別区の収支不足が続き、その累計は858億円の赤字、一部事業が民営化されない場合は1071億円の赤字となることが明らかとなりました。

新たな広域行政を担う府は、大阪の成長・発展の力を發揮するどころか、特別区の財政破綻を回避するために全力を挙げるということになります。

次に、「ア・イズ・ベタ」の観点から、特別区は中核市並みの権限を持つ基礎自治体として、住民自治の充実を図るとしていましたが、協定書案では、中核市並みの権限と財源を保障する「法改正」を見送り、大阪府の事業を府の条例によつて特別区に権限移譲する事務処理特例条例の手法によるとしたことから、特別区の自主性と財源保障は不確実なものとなりました。

具体的な例として、特別区の街づくりにおいて重要な「都市計画上の用途地域の権限」が無くなり、中心城市街地の再開発を主体

的に行なうことができなくなりました。さらに、特別区の財源については、約6300億円の市税が4分の1に激減します。財政調整交付金の配分割合も不透明であり、とてもまともな基礎自治体とは言えません。また、財源の配分、新たな財務リスクに対する負担のあり方など、自治体経営の根幹となる財政調整を担う「都区協議会」については、意思決定の仕組み、紛争処理の方法、第三者機関設置に関する具体的な内容が明らかではありません。将来のトラブルが懸念されます。

さらに健康保険、介護保険、水道事業、システム管理、施設管理など予算規模6000億円を超える大規模な一部事務組合（政令市である堺市の全会計に匹敵する）を設立することと、府・一部事務組合・特別区の三層構造を作り出し、区民の声が直接届かない仕組みとなります。

こうしたことから、二重行政の解消、中核市並みの権限、毎年4000億円の効果という目的が全く達成されないことを協定書は示しています。

このたび再提出された協定書案は基本的に同じものであり、この協定書による「都構想」が実現されれば、大阪市民・府民の生活に重大な悪影響が

再提出された協定書により、「都構想」には断固反対であると申し上げます。私たちは、法定協議会において、仕切りなおして、1年でも2年でも時間をかけて議論しようと主張しましたが、知事・市長が任期中に結果を出すために、何度も同じものを出すという頑なな姿勢であったことから、今後も知事・市長と議会のこれまでのような不毛な対立が続くことが想定されます。そうなれば府政・市政はますます混乱し、府民のための府政、市民のための市政の本来なすべき仕事が置き去りにされてしまします。今、必要なことは「都構想」ではなく、大阪の経済を停滞から成長へと転換する、府民・市民生活の向上です。

※意見開陳とは
委員会において、採決の前に
議題となつている案件に対し
賛成か反対かの意見を表明す
ることをいいます。